

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年12月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300183号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300078号

第1 結論

請求者のA社における令和2年6月12日の標準賞与額を87万2,000円に訂正することが必要である。

令和2年6月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年6月12日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る月別給与一覧表、令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿、お取引照合表及び同社の回答並びに課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書により、請求者は、同社から87万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(87万2,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(7万9,788円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和2年6月12日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月12日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300184号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300079号

第1 結論

請求者のA社における令和2年6月12日の標準賞与額を87万2,000円に訂正することが必要である。

令和2年6月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年6月12日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る月別給与一覧表、令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿、お取引照合表及び同社の回答並びに課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書により、請求者は、同社から87万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(87万2,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(7万9,788円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和2年6月12日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月12日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300185号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300080号

第1 結論

請求者のA社における令和2年6月12日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

令和2年6月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年6月12日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された当該期間に係る月別給与一覧表、令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿、お取引照合表及び同社の回答並びに課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書により、請求者は、同社から30万円の標準賞与額に相当する賞与(30万400円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万7,450円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和2年6月12日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月12日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。